

別表十二（四）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で金属鉱業等鉱害対策特別措置法第2条第2項《定義》に規定する採掘権者若しくは租鉱権者(以下「採掘権者等」といいます。)であるものが、令和2年改正法附則第87条第1項《金属鉱業等鉱害防止準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第55条の2《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合又は連結法人で採掘権者等であるものが令和2年改正法附則第101条第1項《連結法人の準備金に関する経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法第68条の44《金属鉱業等鉱害防止準備金》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「積立限度額5」の分子の空欄の記載に当たっては、次によります。

(1) (2)の場合以外の場合には、次に掲げる事業年度の

区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。

イ 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 10

ロ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に開始する事業年度 20

ハ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する事業年度 30

ニ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度 40

ホ 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度 50

ヘ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する事業年度 60

(2) 当期が連結事業年度に該当する場合には、次に掲げる連結事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める数を記載します。

イ 令和4年4月1日から令和5年3月30日までの間に開始する連結事業年度 50

ロ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する連結事業年度 60